

3



財務内容のご報告

財務諸表	36
経営指標	54
損益の状況	55
貯金業務の状況	58
貸出金業務の状況	59
有価証券等の状況	64
為替・受託貸付金業務の状況	67
自己資本比率の状況（単体）	68

● 財務内容のご報告

財務諸表

[貸借対照表]

(単位：百万円)

科 目	令和元年度 (令和2年3月31日)	令和2年度 (令和3年3月31日)
(資産の部)		
現金	432	501
預 け 金	544,928	504,110
系統預け金	544,790	503,792
系統外預け金	138	317
買入金銭債権	—	597
金銭の信託	4,853	4,737
有 価 証 券	153,823	194,850
国 債	67,784	90,842
地 方 債	5,657	4,107
社 債	37,403	44,758
外国証券	23,713	30,756
株 式	1,338	1,778
受益証券	17,925	22,607
貸 出 金	163,946	162,703
手形貸付	11,526	11,517
証書貸付	119,482	117,704
当座貸越	21,103	19,937
金融機関貸付	11,833	13,543
そ の 他 資 産	2,001	1,907
従業員貸付金	82	59
差入保証金	342	342
仮 払 金	167	131
その他の資産	712	703
未 収 収 益	680	663
未 決 済 為 替 貸	15	7
有 形 固 定 資 産	318	250
建 物	88	79
土 地	225	165
その他の有形固定資産	5	4
無 形 固 定 資 産	9	2
ソフトウェア	7	—
その他の無形固定資産	2	2
外 部 出 資	32,772	32,913
系統出資	32,060	32,056
系統外出資	597	742
子会社等出資	114	114
債務保証見返	1,191	1,262
貸倒引当金	△ 2,955	△ 2,949
資 産 の 部 合 計	901,322	900,887

科 目	令和元年度 (令和2年3月31日)	令和2年度 (令和3年3月31日)
(負債の部)		
貯 金	812,459	814,819
当座貯金	10,199	13,389
普通貯金	11,593	10,672
貯蓄貯金	17	25
通知貯金	21,210	40,210
別段貯金	2,139	2,138
定期貯金	767,118	748,251
定期積金	181	132
譲 渡 性 貯 金	5,000	—
借 用 金	36,000	37,800
代 理 業 務 勘 定	2	1
そ の 他 負 債	789	685
未 払 法 人 税 等	35	38
貯金利子諸税その他	9	6
従業員預り金	122	131
仮 受 金	106	17
資産除去債務	12	13
その他の負債	5	3
未 払 費 用	461	436
前 受 収 益	15	14
未 決 済 為 替 借	20	23
諸 引 当 金	2,466	2,427
相互援助積立金	1,860	1,860
賞 与 引 当 金	29	30
退職給付引当金	413	402
役員退職慰労引当金	43	33
特例業務負担金引当金	118	100
繰 延 税 金 負 債	561	653
債 務 保 証	1,191	1,262
負 債 の 部 合 計	858,469	857,652
(純資産の部)		
出 資 金	23,463	23,463
利 益 剰 余 金	17,189	17,367
利益準備金	8,319	8,439
その他利益剰余金	8,870	8,928
特別積立金	7,121	7,121
当期未処分剰余金	1,749	1,806
(うち当期剰余金)	(500)	(529)
会 員 資 本 合 計	40,653	40,830
その他有価証券評価差額金	2,198	2,404
純 資 産 の 部 合 計	42,852	43,235
負債および純資産の部合計	901,322	900,887

[損益計算書]

(単位：百万円)

科 目	令和元年度 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)	令和2年度 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)
経 常 収 益	7,505	6,917
資 金 運 用 収 益	5,693	5,000
貸 出 金 利 息	959	902
預 け 金 利 息	54	37
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,457	1,230
そ の 他 受 入 利 息	3,221	2,829
(うち受取奨励金)	(2,976)	(2,695)
(うち受取特別配当金)	(242)	(131)
(うち買入金銭債権利息)	(-)	(0)
役 務 取 引 等 収 益	815	806
受 入 為 替 手 数 料	30	26
そ の 他 の 受 入 手 数 料	785	779
そ の 他 事 業 収 益	717	645
受 取 助 成 金	0	0
国 債 等 債 券 売 却 益	83	149
受 取 出 資 配 当 金	634	495
そ の 他 経 常 収 益	279	465
償 却 債 権 取 立 益	0	0
株 式 等 売 却 益	60	413
金 銭 の 信 託 運 用 益	50	40
そ の 他 の 経 常 収 益	167	11
経 常 費 用	6,889	6,254
資 金 調 達 費 用	4,394	3,813
貯 金 利 息	122	106
譲 渡 性 貯 金 利 息	0	0
そ の 他 支 払 利 息	4,271	3,707
(うち支払奨励金)	(4,270)	(3,705)
役 務 取 引 等 費 用	754	750
支 払 為 替 手 数 料	8	8
そ の 他 の 支 払 手 数 料	740	736
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	5	5
そ の 他 事 業 費 用	77	249
支 払 助 成 金	55	51
国 債 等 債 券 売 却 損	17	55
国 債 等 債 券 償 還 損	-	141
金 融 派 生 商 品 費 用	3	-
経 費	1,401	1,265
人 件 費	704	643
物 件 費	648	571
税 金	48	50
そ の 他 経 常 費 用	261	176
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	147	133
相 互 援 助 積 立 金 繰 入 額	53	-
貸 出 金 償 却 損	-	0
株 式 等 売 却 損	53	18
金 銭 の 信 託 運 用 損	-	21
そ の 他 の 経 常 費 用	6	2
経 常 利 益	616	662
特 別 利 益	13	16
固 定 資 産 処 分 益	13	16
特 別 損 失	17	34
固 定 資 産 処 分 損	16	34
減 損	0	-
税 引 前 当 期 利 益	613	645
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	90	101
法 人 税 等 調 整 額	21	14
法 人 税 等 合 計	112	116
当 期 剰 余 金	500	529
当 期 首 繰 越 剰 余 金	1,248	1,277
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,749	1,806

[キャッシュ・フロー計算書]

(単位：百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	613	645
減価償却費	17	15
減損損失	0	-
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	147	△ 6
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 40	△ 10
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	61	△ 27
資金運用収益	△ 5,693	△ 5,000
資金調達費用	4,394	3,813
有価証券関係損益 (△は益)	△ 16	△ 250
金銭の信託運用損益 (△は運用益)	△ 50	△ 19
固定資産処分損益 (△は益)	2	17
貸出金の純増 (△) 減	△ 2,811	1,242
預け金の純増 (△) 減	23,000	34,000
貯金の純増減 (△)	△ 7,365	△ 2,639
借入金の純増減 (△)	5,400	1,800
コールローン等の純増 (△) 減	-	△ 597
資金運用による収入	5,779	4,916
資金調達による支出	△ 4,424	△ 3,841
その他増減	△ 72	137
小 計	18,941	34,195
法人税等の支払額	△ 105	△ 98
事業活動によるキャッシュ・フロー	18,835	34,096
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 59,856	△ 73,392
有価証券の売却による収入	14,884	28,496
有価証券の償還による収入	17,841	4,020
金銭の信託の増加による支出	△ 1,500	-
金銭の信託の減少による収入	-	478
固定資産の取得による支出	△ 0	△ 2
固定資産の売却による収入	△ 2	46
外部出資の増加による支出	-	△ 144
外部出資の売却等による収入	-	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 28,633	△ 40,495
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 291	△ 351
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 291	△ 351
4 現金および現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金および現金同等物の増加額	△ 10,090	△ 6,750
6 現金および現金同等物の期首残高	55,247	45,157
7 現金および現金同等物の期末残高	45,157	38,407

【剰余金処分計算書】

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
1 当期末処分剰余金	1,749	1 当期末処分剰余金	1,806
2 剰余金処分量		2 剰余金処分量	
(1) 利益準備金	120	(1) 利益準備金	110
(2) 出資配当金	351	(2) 出資配当金	351
3 次期繰越剰余金	1,277	3 次期繰越剰余金	1,344

(注) 出資金の配当率は、次のとおりです。
 令和元年度 1.5%
 令和2年度 1.5%

[注 記 表]

令和元年度	令和2年度
<p>1 重要な会計方針に関する事項</p> <p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ 満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ 子会社・子法人等株式 および関連法人等株式……………原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ その他有価証券 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定） <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。</p> <p>(4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <p>建 物 15年～50年 そ の 他 5年～15年</p> <p>(5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(6) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。</p> <p>破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査定結果を監査しております。</p>	<p>1 重要な会計方針に関する事項</p> <p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ 満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ 子会社・子法人等株式 および関連法人等株式……………原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ その他有価証券 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定） <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。</p> <p>(4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <p>建 物 15年～50年 そ の 他 5年～15年</p> <p>(5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(6) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。</p> <p>破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査定結果を監査しております。</p>

令和元年度	令和2年度
<p>② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。</p> <p>⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、「岩手県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。</p> <p>⑥ 特例業務負担金引当金 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しております。</p> <p>(7) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は、当年度の費用に計上しております。</p>	<p>② 相互援助積立金 相互援助積立金は、「岩手県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。</p> <p>③ 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。</p> <p>⑥ 特例業務負担金引当金 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しております。</p> <p>(7) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は、当年度の費用に計上しております。</p>
	<h2>2 表示方法の変更に関する事項</h2>
	<p>農業協同組合法施行規則第126条の3の2の改正により、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を適用し、当年度より貸倒引当金および金融商品の時価に関する見積りにかかる情報を「3 会計上の見積りに関する事項」に記載しています。</p>
	<h2>3 会計上の見積りに関する事項</h2>
	<p>会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>① 当年度にかかる計算書類に計上した額 貸倒引当金 2,949百万円</p> <p>② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」〔6〕引当金の計上方法〕〔①貸倒引当金〕に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。</p> <p>c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>

令和元年度	令和2年度																
	<p>(2) 金融商品の時価</p> <p>① 当年度にかかる計算書類に計上した額 「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。</p> <p>② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法 金融商品の時価の算出方法は、「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算出方法」に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定 主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。</p> <p>c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響 市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。</p>																
<h2>2 貸借対照表に関する事項</h2>	<h2>4 貸借対照表に関する事項</h2>																
<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、885百万円です。</p> <p>(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。</p>	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、853百万円です。</p> <p>(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>17百万円</td> <td>25百万円</td> <td>43百万円</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超	合 計	オペレーティング・リース	17百万円	25百万円	43百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>12百万円</td> <td>17百万円</td> <td>30百万円</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超	合 計	オペレーティング・リース	12百万円	17百万円	30百万円
	1年以内	1年超	合 計														
オペレーティング・リース	17百万円	25百万円	43百万円														
	1年以内	1年超	合 計														
オペレーティング・リース	12百万円	17百万円	30百万円														
<p>(3) 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>預け金 17,100百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>借入金 17,100百万円</p> <p>上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、預け金40,000百万円および有価証券702百万円を差し入れております。</p> <p>(4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計2,363百万円含まれております。</p> <p>(5) 子会社等に対する金銭債権の総額は122百万円です。</p> <p>(6) 子会社等に対する金銭債務の総額は203百万円です。</p> <p>(7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>(8) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>(9) 貸出金のうち、破綻先債権額は137百万円、延滞債権額は2,661百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利</p>	<p>(3) 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>預け金 17,100百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>借入金 17,100百万円</p> <p>上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、預け金40,000百万円および有価証券701百万円を差し入れております。</p> <p>(4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計6,903百万円含まれております。</p> <p>(5) 子会社等に対する金銭債権の総額は113百万円です。</p> <p>(6) 子会社等に対する金銭債務の総額は238百万円です。</p> <p>(7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。</p> <p>(8) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。</p> <p>(9) 貸出金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は2,717百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。</p>																

令和元年度	令和2年度																										
<p>息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>(10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(11) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(12) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は、2,798百万円です。 なお、(9)から(12)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(13) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は69,922百万円です。</p> <p>(14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金8,008百万円が含まれております。</p>	<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>(10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(11) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(12) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は、2,717百万円です。 なお、(9)から(12)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(13) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は65,848百万円です。</p> <p>(14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金8,008百万円が含まれております。</p>																										
<h3>3 損益計算書に関する事項</h3>	<h3>5 損益計算書に関する事項</h3>																										
<table border="0"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td> うち事業取引高</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td> うち事業取引以外の取引高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td> <td>851百万円</td> </tr> <tr> <td> うち事業取引高</td> <td>851百万円</td> </tr> <tr> <td> うち事業取引以外の取引高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>(3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円	うち事業取引高	0百万円	うち事業取引以外の取引高	- 百万円	(2) 子会社等との取引による費用総額	851百万円	うち事業取引高	851百万円	うち事業取引以外の取引高	- 百万円	(3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。		<table border="0"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td> うち事業取引高</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td> うち事業取引以外の取引高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td> <td>847百万円</td> </tr> <tr> <td> うち事業取引高</td> <td>847百万円</td> </tr> <tr> <td> うち事業取引以外の取引高</td> <td>- 百万円</td> </tr> </table>	(1) 子会社等との取引による収益総額	1百万円	うち事業取引高	1百万円	うち事業取引以外の取引高	- 百万円	(2) 子会社等との取引による費用総額	847百万円	うち事業取引高	847百万円	うち事業取引以外の取引高	- 百万円
(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円																										
うち事業取引高	0百万円																										
うち事業取引以外の取引高	- 百万円																										
(2) 子会社等との取引による費用総額	851百万円																										
うち事業取引高	851百万円																										
うち事業取引以外の取引高	- 百万円																										
(3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。																											
(1) 子会社等との取引による収益総額	1百万円																										
うち事業取引高	1百万円																										
うち事業取引以外の取引高	- 百万円																										
(2) 子会社等との取引による費用総額	847百万円																										
うち事業取引高	847百万円																										
うち事業取引以外の取引高	- 百万円																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務外資産</td> <td>土地</td> <td>奥州市</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>業務外資産</td> <td>土地</td> <td>二戸市</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>0百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>業務用資産についてはキャッシュ・フローの相互補完性および機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、業務外資産については遊休資産と賃貸資産に区分し、物件ごとにグルーピングをしております。</p> <p>業務外資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は、路線価等に基づき算定しております。</p>	主な用途	種類	場所	減損損失	業務外資産	土地	奥州市	0百万円	業務外資産	土地	二戸市	0百万円	合計			0百万円	<h3>6 金融商品に関する事項</h3> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。</p> <p>JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。</p>										
主な用途	種類	場所	減損損失																								
業務外資産	土地	奥州市	0百万円																								
業務外資産	土地	二戸市	0百万円																								
合計			0百万円																								
<h3>4 金融商品に関する事項</h3>	<h3>6 金融商品に関する事項</h3>																										
<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。</p> <p>JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。</p>	<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。</p> <p>JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。</p>																										

令和元年度	令和2年度
<p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。</p> <p>また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。</p> <p>② 金融商品の内容およびそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（個人を含む）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。</p> <p>また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。</p> <p>これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。</p> <p>借入金は、日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」、「貸出支援資金（成長基盤資金）」に基づく農林中央金庫からの借入金です。</p> <p>③ 金融商品にかかるリスク管理体制</p> <p>a 信用リスクの管理</p> <p>当会は、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」等に従い、信用リスクの管理を行っております。</p> <p>与信取引においては、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証・担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備しております。</p> <p>これらの管理は、営業部門のほか審査部門により行われ、また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会や理事会を定期的に開催し、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク管理に関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。</p> <p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理</p> <p>当会は、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」等に従い、金利リスクの管理を行っております。</p> <p>以下の金利ショック・シナリオにより、経済価値ベース（△EVE）の金利リスク量を計測し最大値を算出しています。</p> <p>ア 上方パラレルシフト イ 下方パラレルシフト ウ スティープ化</p> <p>また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。</p> <p>(b) 為替リスクの管理</p> <p>当会は、為替の変動リスクに関して、対象取引通貨対円の変動額をモニタリング・管理を行っております。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理</p> <p>有価証券を含む投資商品の保有については、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」並びに「余裕金運用方針」等に従い、価格変動リスクの管理を行っております。運用にあたっては、1発行体あたりの保有制限、取得にかかる格付制限、格付状況のモニタリング・管理を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。</p> <p>外部出資については、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。</p>	<p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。</p> <p>また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。</p> <p>② 金融商品の内容およびそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（個人を含む）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。</p> <p>金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、主に外国証券、国内株系資産等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されております。</p> <p>また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。</p> <p>これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。</p> <p>借入金は、日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」、「貸出支援資金（成長基盤資金）」に基づく農林中央金庫からの借入金です。</p> <p>③ 金融商品にかかるリスク管理体制</p> <p>a 信用リスクの管理</p> <p>当会は、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」等に従い、信用リスクの管理を行っております。</p> <p>与信取引においては、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証・担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備しております。</p> <p>これらの管理は、営業部門のほか審査部門により行われ、また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会や理事会を定期的に開催し、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク管理に関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。</p> <p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理</p> <p>当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。</p> <p>「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」においてリスクの管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された「リスクマネジメント方針」に基づき、理事会およびALM・リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。</p> <p>日常的にはリスク管理部門において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。</p> <p>(b) 為替リスクの管理</p> <p>当会は、為替の変動リスクに関して、対象取引通貨対円の変動額をモニタリング・管理を行っております。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理</p> <p>有価証券を含む投資商品の保有については、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」並びに「余裕金運用方針」等に従い、価格変動リスクの管理を行っております。運用にあたっては、1発行体あたりの保有制限、取得にかかる格付制限、格付状況のモニタリング・管</p>

令和元年度 令和2年度

(d) デリバティブ取引
 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に
 関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、
 余裕金運用規程等に基づき実施しております。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報
 (トレーディング目的以外の金融商品)
 当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目
 的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数
 である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け
 金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類され
 る債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、
 期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済
 価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定
 量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、
 当年度末現在、指標となる金利が0.01%上昇したものと想
 定した場合には、経済価値が120百万円減少するものと把握
 しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前
 提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮し
 ておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた
 場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理
 当会は、事業計画に掲げる資金計画に基づいて資金動向、
 大口資金決済等のモニタリング・管理、流動性資金の限度管
 理を通じて流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格
 に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定さ
 れた価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当
 該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、
 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあ
 ります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等
 当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差
 額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず
 ③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	544,928	544,945	17
金銭の信託			
その他の金銭の信託	4,853	4,853	-
有価証券			
その他有価証券	153,823	153,823	-
貸出金	164,028		
貸倒引当金	△2,102		
貸倒引当金控除後	161,925	163,236	1,310
資産計	865,531	866,858	1,327
貯金	817,459	817,530	70
借入金	36,000	36,000	-
負債計	853,459	853,530	70

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除して
 おります。
 2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付
 金82百万円を含めております。
 3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金5,000百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定方法
【資産】

理を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
 外部出資については、業務上事業推進目的で保有してい
 るものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタ
 リングしております。また、理事等で構成するALM・リ
 スク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリス
 ク量やリスク内容等を報告・協議しております。

(d) デリバティブ取引
 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に
 関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、
 余裕金運用規程等に基づき実施しております。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報
 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影
 響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「有
 価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される
 債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、
 市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリス
 ク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間250日、信頼水準
 99%、観測期間5年）により算出しており、令和3年3月31日
 現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で
 13,318百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測
 モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出
 した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常
 では考えられないほど市場環境が激変する状況下における
 リスクは補足できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理
 当会は、事業計画に掲げる資金計画に基づいて資金動向、
 大口資金決済等のモニタリング・管理、流動性資金の限度管
 理を通じて流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格
 に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定さ
 れた価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当
 該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、
 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあ
 ります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等
 当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差
 額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず
 ③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	504,110	504,134	23
買入金銭債権			
満期保有目的	597	597	0
金銭の信託			
その他の金銭の信託	4,737	4,737	-
有価証券			
その他有価証券	194,850	194,850	-
貸出金	162,763		
貸倒引当金	△2,938		
貸倒引当金控除後	159,825	160,921	1,096
資産計	864,120	865,240	1,119
貯金	814,819	814,863	44
借入金	37,800	37,800	-
負債計	852,619	852,663	44

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除して
 おります。

令和元年度	令和2年度												
<p>a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は下記cおよびdと同様の方法により評価しております。</p> <p>c 有価証券 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。</p> <p>d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。</p> <p>【負債】</p> <p>a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>b 借入金 借入金のうち、変動金利によるものはありません。 固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">貸借対照表計上額</td> </tr> <tr> <td>外部出資</td> <td style="text-align: center;">32,772百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">32,772百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 外部出資については、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。</p>		貸借対照表計上額	外部出資	32,772百万円	合計	32,772百万円	<p>2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金59百万円を含めております。</p> <p>② 金融商品の時価の算定方法</p> <p>【資産】</p> <p>a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>b 買入金銭債権 ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。</p> <p>c 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は下記dおよびeと同様の方法により評価しております。</p> <p>d 有価証券 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。</p> <p>e 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。</p> <p>【負債】</p> <p>a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>b 借入金 借入金のうち、変動金利によるものはありません。 固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">貸借対照表計上額</td> </tr> <tr> <td>外部出資</td> <td style="text-align: center;">32,913百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">32,913百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 外部出資については、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。</p>		貸借対照表計上額	外部出資	32,913百万円	合計	32,913百万円
	貸借対照表計上額												
外部出資	32,772百万円												
合計	32,772百万円												
	貸借対照表計上額												
外部出資	32,913百万円												
合計	32,913百万円												

令和元年度

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	544,928	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	10,558	24,166	18,868	7,003	9,182	76,652
貸出金	52,897	26,095	22,575	23,725	19,719	17,959
合計	608,384	50,262	41,443	30,729	28,902	94,612

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）15,917百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金8,008百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等972百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	802,119	10,217	102	13	3	2
譲渡性貯金	5,000	-	-	-	-	-
借入金	19,600	5,300	5,000	6,100	-	-
合計	826,719	15,517	5,102	6,113	3	2

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- ① 売買目的有価証券
該当はありません。
- ② 満期保有目的の債券
該当はありません。
- ③ その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,108	686	422
	債券			
	国債	61,139	58,066	3,072
	地方債	2,978	2,901	76
	社債	13,460	13,293	166
	その他	5,569	5,503	66
	その他	12,430	11,114	1,315
	小計	96,686	91,566	5,119
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	230	258	△27
	債券			
	国債	6,645	6,749	△104
	地方債	2,678	2,691	△12
	社債	23,943	24,297	△354
	その他	18,143	18,699	△555
	その他	5,495	5,874	△379
	小計	57,136	58,570	△1,433
合計		153,823	150,137	3,686

(注) 上記差額合計から繰延税金負債1,019百万円を差し引いた金額2,666百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

令和2年度

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	504,110	-	-	-	-	-
買入金銭債権 満期保有目的	-	-	-	-	-	597
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	23,647	17,245	7,396	8,289	10,390	120,102
貸出金	48,474	34,858	26,289	20,573	17,201	14,910
合計	576,232	52,104	33,685	28,862	27,591	135,609

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）15,733百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金8,008百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等394百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	814,488	152	124	4	47	1
借入金	5,300	22,100	6,100	4,300	-	-
合計	819,788	22,252	6,224	4,304	47	1

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- ① 売買目的有価証券
該当はありません。
- ② 満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	買入金銭債権	399	400	0
	買入金銭債権	197	197	△0
合計		597	597	0

- ③ その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,730	964	765
	債券			
	国債	51,448	49,104	2,343
	地方債	1,332	1,299	32
	社債	27,129	26,874	255
	その他	18,637	18,393	244
	その他	12,788	11,673	1,115
	小計	113,066	108,309	4,757

令和元年度

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	430	46	53
債券	8,763	83	17
その他	269	14	-
合計	9,463	144	71

6 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- ① 運用目的の金銭の信託
該当はありません。
- ② 満期保有目的の金銭の信託
該当はありません。
- ③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	4,853	5,500	△646	-	△646

(注) 1. 上記差額合計に繰延税金資産178百万円を加えた金額△467百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ、「差額」の内訳であります。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため岩手県農業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	454百万円
退職給付費用	32百万円
退職給付の支払額	△ 49百万円
制度への拠出額	△ 24百万円
期末における退職給付引当金	<u>413百万円</u>

令和2年度

	株式	48	48	△0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券			
	国債	39,394	39,850	△456
	地方債	2,775	2,845	△69
	社債	17,628	17,767	△138
	その他	12,118	12,273	△154
	その他	9,819	10,169	△350
	小計	81,784	82,955	△1,170
合計		194,850	191,264	3,586

(注) 上記差額合計から繰延税金負債991百万円を差し引いた金額2,594百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	402	72	18
債券	23,818	108	51
その他	1,215	382	4
合計	25,436	563	74

8 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- ① 運用目的の金銭の信託
該当はありません。
- ② 満期保有目的の金銭の信託
該当はありません。
- ③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	4,737	5,000	△262	-	△262

(注) 1. 上記差額合計に繰延税金資産72百万円を加えた金額△189百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ、「差額」の内訳であります。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため岩手県農業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	413百万円
退職給付費用	28百万円
退職給付の支払額	△ 17百万円
制度への拠出額	△ 22百万円
期末における退職給付引当金	<u>402百万円</u>

令和元年度	令和2年度																																																																																																				
<p>b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table border="0"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td> <td>455百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td><u>△ 455百万円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td><u>413百万円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td><u>413百万円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>413百万円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td><u>413百万円</u></td> </tr> </table> <p>c 退職給付に関連する損益</p> <table border="0"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>33百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。</p> <p>なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、9百万円となっております。</p> <p>また、存続組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、118百万円となっております。</p>	積立型制度の退職給付債務	455百万円	年金資産	<u>△ 455百万円</u>		- 百万円	非積立型制度の退職給付債務	<u>413百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>413百万円</u>	退職給付引当金	413百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>413百万円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	33百万円	<p>b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table border="0"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td> <td>459百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td><u>△ 459百万円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td><u>402百万円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td><u>402百万円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>402百万円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td><u>402百万円</u></td> </tr> </table> <p>c 退職給付に関連する損益</p> <table border="0"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>32百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。</p> <p>なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、9百万円となっております。</p> <p>また、令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、100百万円となっております。</p>	積立型制度の退職給付債務	459百万円	年金資産	<u>△ 459百万円</u>		- 百万円	非積立型制度の退職給付債務	<u>402百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>402百万円</u>	退職給付引当金	402百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>402百万円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	32百万円																																																																				
積立型制度の退職給付債務	455百万円																																																																																																				
年金資産	<u>△ 455百万円</u>																																																																																																				
	- 百万円																																																																																																				
非積立型制度の退職給付債務	<u>413百万円</u>																																																																																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>413百万円</u>																																																																																																				
退職給付引当金	413百万円																																																																																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>413百万円</u>																																																																																																				
簡便法で計算した退職給付費用	33百万円																																																																																																				
積立型制度の退職給付債務	459百万円																																																																																																				
年金資産	<u>△ 459百万円</u>																																																																																																				
	- 百万円																																																																																																				
非積立型制度の退職給付債務	<u>402百万円</u>																																																																																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>402百万円</u>																																																																																																				
退職給付引当金	402百万円																																																																																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>402百万円</u>																																																																																																				
簡便法で計算した退職給付費用	32百万円																																																																																																				
<p>8 税効果会計に関する事項</p> <p>(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td> <td>689百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td>114百万円</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td>514百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延資産償却超過額</td> <td>17百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>特例業務負担金引当金超過額</td> <td>32百万円</td> </tr> <tr> <td>未払奨励金</td> <td>83百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>75百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>1,542百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td><u>△1,263百万円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td> <td>279百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td><u>△840百万円</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>△ 0百万円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計 (B)</td> <td><u>△841百万円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額 (A) + (B)</td> <td><u>△561百万円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="0"> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td>27.66%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>0.97%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td><u>△14.83%</u></td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td>0.63%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>3.92%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>△0.03%</u></td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>18.31%</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	689百万円	賞与引当金超過額	9百万円	退職給付引当金超過額	114百万円	相互援助積立金超過額	514百万円	繰延資産償却超過額	17百万円	未払事業税	5百万円	特例業務負担金引当金超過額	32百万円	未払奨励金	83百万円	その他	75百万円	繰延税金資産小計	1,542百万円	評価性引当額	<u>△1,263百万円</u>	繰延税金資産合計 (A)	279百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	<u>△840百万円</u>	その他	<u>△ 0百万円</u>	繰延税金負債合計 (B)	<u>△841百万円</u>	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	<u>△561百万円</u>	法定実効税率 (調整)	27.66%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.97%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	<u>△14.83%</u>	住民税均等割等	0.63%	評価性引当額の増減	3.92%	その他	<u>△0.03%</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.31%	<p>10 税効果会計に関する事項</p> <p>(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td> <td>689百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td>111百万円</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td>514百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延資産償却超過額</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>特例業務負担金引当金超過額</td> <td>27百万円</td> </tr> <tr> <td>未払奨励金</td> <td>79百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>76百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>1,530百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td><u>△1,264百万円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td> <td>265百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td><u>△919百万円</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>△ 0百万円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計 (B)</td> <td><u>△919百万円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額 (A) + (B)</td> <td><u>△653百万円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="0"> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td>27.66%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>0.61%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td><u>△11.09%</u></td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td>0.60%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>0.25%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>△0.06%</u></td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>17.97%</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	689百万円	賞与引当金超過額	9百万円	退職給付引当金超過額	111百万円	相互援助積立金超過額	514百万円	繰延資産償却超過額	14百万円	未払事業税	6百万円	特例業務負担金引当金超過額	27百万円	未払奨励金	79百万円	その他	76百万円	繰延税金資産小計	1,530百万円	評価性引当額	<u>△1,264百万円</u>	繰延税金資産合計 (A)	265百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	<u>△919百万円</u>	その他	<u>△ 0百万円</u>	繰延税金負債合計 (B)	<u>△919百万円</u>	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	<u>△653百万円</u>	法定実効税率 (調整)	27.66%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.61%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	<u>△11.09%</u>	住民税均等割等	0.60%	評価性引当額の増減	0.25%	その他	<u>△0.06%</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.97%
繰延税金資産																																																																																																					
貸倒引当金超過額	689百万円																																																																																																				
賞与引当金超過額	9百万円																																																																																																				
退職給付引当金超過額	114百万円																																																																																																				
相互援助積立金超過額	514百万円																																																																																																				
繰延資産償却超過額	17百万円																																																																																																				
未払事業税	5百万円																																																																																																				
特例業務負担金引当金超過額	32百万円																																																																																																				
未払奨励金	83百万円																																																																																																				
その他	75百万円																																																																																																				
繰延税金資産小計	1,542百万円																																																																																																				
評価性引当額	<u>△1,263百万円</u>																																																																																																				
繰延税金資産合計 (A)	279百万円																																																																																																				
繰延税金負債																																																																																																					
その他有価証券評価差額金	<u>△840百万円</u>																																																																																																				
その他	<u>△ 0百万円</u>																																																																																																				
繰延税金負債合計 (B)	<u>△841百万円</u>																																																																																																				
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	<u>△561百万円</u>																																																																																																				
法定実効税率 (調整)	27.66%																																																																																																				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.97%																																																																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	<u>△14.83%</u>																																																																																																				
住民税均等割等	0.63%																																																																																																				
評価性引当額の増減	3.92%																																																																																																				
その他	<u>△0.03%</u>																																																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.31%																																																																																																				
繰延税金資産																																																																																																					
貸倒引当金超過額	689百万円																																																																																																				
賞与引当金超過額	9百万円																																																																																																				
退職給付引当金超過額	111百万円																																																																																																				
相互援助積立金超過額	514百万円																																																																																																				
繰延資産償却超過額	14百万円																																																																																																				
未払事業税	6百万円																																																																																																				
特例業務負担金引当金超過額	27百万円																																																																																																				
未払奨励金	79百万円																																																																																																				
その他	76百万円																																																																																																				
繰延税金資産小計	1,530百万円																																																																																																				
評価性引当額	<u>△1,264百万円</u>																																																																																																				
繰延税金資産合計 (A)	265百万円																																																																																																				
繰延税金負債																																																																																																					
その他有価証券評価差額金	<u>△919百万円</u>																																																																																																				
その他	<u>△ 0百万円</u>																																																																																																				
繰延税金負債合計 (B)	<u>△919百万円</u>																																																																																																				
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	<u>△653百万円</u>																																																																																																				
法定実効税率 (調整)	27.66%																																																																																																				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.61%																																																																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	<u>△11.09%</u>																																																																																																				
住民税均等割等	0.60%																																																																																																				
評価性引当額の増減	0.25%																																																																																																				
その他	<u>△0.06%</u>																																																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.97%																																																																																																				

令和元年度	令和2年度
<p>9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項</p> <p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。</p>	<p>11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項</p> <p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。</p>

[会計監査人の監査]

令和元年度および令和2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

確 認 書

私は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第73事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年6月30日

岩手県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 菅原 和則

● 財務内容のご報告

役員等の報酬体系

[役員]

1 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

2 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	45	7

- (注) 1. 対象役員は、経営管理委員11名、理事4名、監事5名です。(期中に退任した者を含む)
 2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

3 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：県内の農業関係機関団体および学識経験者のうちから会長が委嘱した4人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に一定率を乗じて算定し、総会で各役員に対し退職慰労金を支給する旨の承認を受けた後、役員退職慰労引当金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については経営管理委員会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

[職員等]

●対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注2）以上の報酬等を受ける者（注3）のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はありません。

- （注）
1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。
 2. 「同等額」は、令和2年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
 3. 令和2年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

[その他]

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

● 財務内容のご報告

経営指標

[最近の5事業年度の主要な経営指標]

(単位：百万円、口、人、%)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	8,652	8,441	7,757	7,505	6,917
経常利益	1,271	1,170	750	616	662
当期末処分剰余金 (当期剰余金)	2,156 (980)	1,949 (934)	1,690 (582)	1,749 (500)	1,806 (529)
出資金総額 (出資口数)	19,463 (1,946千口)	19,463 (1,946千口)	23,463 (2,346千口)	23,463 (2,346千口)	23,463 (2,346千口)
純資産額	41,927	41,586	44,472	42,852	43,235
総資産額	907,245	920,233	905,354	901,322	900,887
貯金等残高	828,291	836,038	824,824	817,459	814,819
貸出金残高	164,016	163,712	161,134	163,946	162,703
有価証券残高	132,792	131,157	128,659	153,823	194,850
剰余金配当金額	591	391	291	351	351
・出資配当額	291	291	291	351	351
・事業分量配当額	300	100	-	-	-
職員数	91	81	79	74	75
単体自己資本比率	16.16	15.36	14.69	13.88	13.54

- (注) 1. 総資産額には、債務保証見返を含んでおります。なお、総資産額は、貸倒引当金および外部出資等損失引当金を控除した額です。
 2. 貯金等残高には、譲渡性貯金を含んでおります。
 3. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

[貯貸率・貯証率・貯預率]

(単位：%)

区分	令和元年度	令和2年度	増減
貯貸率	期末	19.9	△ 0.1
	期中平均	20.0	0.9
貯証率	期末	24.5	5.1
	期中平均	22.0	5.0
貯預率	期末	61.8	△ 4.8
	期中平均	63.9	△ 5.3

- (注) 1. 貯貸率 = 貸出金残高(平残) / 貯金残高(譲渡性貯金を含む)(平残) × 100
 2. 貯証率 = 有価証券残高(買入金銭債権、金銭の信託を含む)(平残) / 貯金残高(譲渡性貯金を含む)(平残) × 100
 3. 貯預率 = 預け金残高(平残) / 貯金残高(譲渡性貯金を含む)(平残) × 100

● 財務内容のご報告

損益の状況

[利益総括表]

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減
資 金 運 用 収 支	1,322	1,210	△ 112
役 務 取 引 等 収 支	60	55	△ 4
そ の 他 事 業 収 支	640	396	△ 244
事 業 粗 利 益	2,024	1,662	△ 361
(事 業 粗 利 益 率)	0.23	0.19	△ 0.04

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用(※))
(※令和元年度 24百万円、令和2年度 23百万円)
2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

[事業純益]

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減
事 業 純 益		341	
実 質 事 業 純 益		397	
コ ア 事 業 純 益		445	
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)		670	

- (注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額
2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
4. 農協法施行規則の改正を受け令和2年度分より開示することとなったため、令和2年度分のみを開示しております。

[資金運用収支の内訳]

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	878,873	5,693	0.65	867,855	5,000	0.58
うち 預 け 金	580,037	3,273	0.56	526,767	2,865	0.54
うち 有 価 証 券	138,290	1,457	1.05	176,016	1,230	0.70
うち 貸 出 金	160,455	959	0.60	164,880	902	0.55
資金調達勘定	871,324	4,370	0.50	861,030	3,789	0.44
うち 貯 金 ・ 定 積	829,579	4,392	0.53	823,143	3,812	0.46
うち 譲 渡 性 貯 金	8,284	0	0.01	397	0	0.01
うち 借 用 金	33,333	-	0.00	37,361	-	0.00
総 資 金 利 ざ や			△ 0.02			△ 0.01

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率
 資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+借入金利息+その他支払利息(支払雑利息等))+経費-金銭の信託運用見合費用)
 / (貯金+譲渡性貯金+借入金+従業員預り金)-金銭の信託運用見合額) × 100
2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には受取奨励金および受取特別配当金が、資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には支払奨励金が含まれております。
3. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しております。

[受取・支払利息の増減額]

(単位：百万円)

項 目	令和元年度増減額	令和2年度増減額
受 取 利 息	△ 616	△ 692
うち 預 け 金	△ 264	△ 408
うち 有 価 証 券	6	△ 227
うち 貸 出 金	△ 357	△ 57
支 払 利 息	△ 224	△ 580
うち 貯 金 ・ 定 積	△ 140	△ 580
うち 譲 渡 性 貯 金	△ 5	0
うち 借 用 金	△ 70	-
差 引	△ 391	△ 112

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には受取奨励金および受取特別配当金が、支払利息の「うち貯金・定積」には支払奨励金が含まれております。
3. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

[利益率]

(単位：%)

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減
総資産経常利益率	0.07	0.07	0.00
純資産経常利益率	1.53	1.64	0.11
総資産当期純利益率	0.05	0.06	0.01
純資産当期純利益率	1.24	1.31	0.07

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 純資産経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率=当期剰余金/純資産勘定平均残高×100

[経費の内訳]

(単位：百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
人 件 費	704	643
役員報酬	45	45
給料手当	503	467
うち賞与引当金繰入	29	30
福利厚生費	114	90
退職給付費用	33	32
役員退職慰労金	0	0
役員退職慰労引当金繰入	7	6
物 件 費	648	571
事業推進費	73	48
債権管理費	1	2
旅費・交通費	14	7
業務費	168	138
負担金	188	181
施設費	187	179
雑費	13	13
税金	48	50
経費合計	1,401	1,265

● 財務内容のご報告

貯金業務の状況

[科目別貯金残高（期末残高）]

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
流 動 性 貯 金	43,019 (5.3)	64,296 (7.9)	21,277
定 期 性 貯 金	767,299 (93.9)	748,384 (91.8)	△ 18,915
そ の 他 の 貯 金	2,139 (0.2)	2,138 (0.3)	△ 1
計	812,459 (99.4)	814,819 (100.0)	2,360
譲 渡 性 貯 金	5,000 (0.6)	- (-)	△ 5,000
合 計	817,459 (100.0)	814,819 (100.0)	△ 2,639

- (注) 1. () 内は構成比です。
 2. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 3. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

[科目別貯金残高（平均残高）]

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
流 動 性 貯 金	39,808 (4.7)	66,433 (8.1)	26,624
定 期 性 貯 金	788,913 (94.2)	756,168 (91.8)	△ 32,745
そ の 他 の 貯 金	857 (0.1)	542 (0.1)	△ 314
計	829,579 (99.0)	823,143 (100.0)	△ 6,435
譲 渡 性 貯 金	8,284 (1.0)	397 (0.0)	△ 7,886
合 計	837,863 (100.0)	823,541 (100.0)	△ 14,322

- (注) 1. () 内は構成比です。
 2. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 3. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

[定期貯金残高]

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
定 期 貯 金	767,118 (100.0)	748,251 (100.0)	△ 18,866
うち固定金利定期	767,118 (100.0)	748,251 (100.0)	△ 18,866
うち変動金利定期	- (-)	- (-)	-

- (注) 1. () 内は構成比です。
 2. 固定金利定期は、預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。
 3. 変動金利定期は、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

● 財務内容のご報告

貸出金業務の状況

[科目別貸出金残高（期末残高）]

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
手形貸付	11,526 (7.0)	11,517 (7.1)	△ 8
証書貸付	119,482 (72.9)	117,704 (72.3)	△ 1,778
当座貸越	21,103 (12.9)	19,937 (12.3)	△ 1,165
金融機関貸付	11,833 (7.2)	13,543 (8.3)	1,710
割引手形	- (-)	- (-)	-
合 計	163,946 (100.0)	162,703 (100.0)	△ 1,242

(注) () 内は構成比です。

[科目別貸出金残高（平均残高）]

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
手形貸付	11,752 (7.3)	11,655 (7.1)	△ 97
証書貸付	120,838 (75.3)	121,033 (73.4)	194
当座貸越	15,758 (9.8)	18,803 (11.4)	3,045
金融機関貸付	12,106 (7.6)	13,387 (8.1)	1,281
割引手形	- (-)	- (-)	-
合 計	160,455 (100.0)	164,880 (100.0)	4,424

(注) () 内は構成比です。

[貸出金の金利条件別内訳残高]

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
固定金利貸出	131,807 (80.4)	131,330 (80.7)	△ 477
変動金利貸出	32,138 (19.6)	31,373 (19.3)	△ 764
合 計	163,946 (100.0)	162,703 (100.0)	△ 1,242

(注) () 内は構成比です。

[貸出金の用途別内訳残高]

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
設備資金	101,462 (61.9)	99,883 (61.4)	△ 1,578
運転資金	62,483 (38.1)	62,820 (38.6)	336
合 計	163,946 (100.0)	162,703 (100.0)	△ 1,242

(注) () 内は構成比です。

[貸出金の担保別内訳残高]

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
貯 金 等	12,702	12,807	104
有 価 証 券	150	208	58
動 産	282	756	474
不 動 産	6,260	5,433	△ 827
そ の 他 担 保 物	1,133	923	△ 210
計	20,529	20,128	△ 400
農業信用基金協会保証	3,409	3,470	61
そ の 他 保 証	23	18	△ 5
計	3,432	3,489	56
信 用	139,983	139,085	△ 898
合 計	163,946	162,703	△ 1,242

[債務保証の担保別内訳残高]

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
貯 金 等	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
そ の 他 担 保 物	5	-	△ 5
計	5	-	△ 5
信 用	1,186	1,262	76
合 計	1,191	1,262	71

[貸出金の業種別残高]

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
農 業	2,823 (1.7)	3,190 (2.0)	367
林 業	69 (0.0)	63 (0.0)	△ 6
水 産 業	300 (0.2)	300 (0.2)	-
製 造 業	5,296 (3.2)	5,561 (3.4)	265
鉱 業	- (-)	- (-)	-
建 設 業	1,002 (0.6)	1,138 (0.7)	135
電気・ガス・熱供給・水道業	259 (0.2)	349 (0.2)	89
運 輸 ・ 通 信 業	174 (0.1)	317 (0.2)	142
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	17,218 (10.5)	19,364 (11.9)	2,145
金 融 ・ 保 険 業	15,633 (9.5)	16,743 (10.3)	1,110
不 動 産 業	4,697 (2.9)	3,517 (2.2)	△ 1,179
サ ー ビ ス 業	15,382 (9.4)	12,867 (7.9)	△ 2,515
地 方 公 共 団 体	93,572 (57.1)	92,171 (56.6)	△ 1,401
そ の 他	7,516 (4.6)	7,119 (4.4)	△ 396
合 計	163,946 (100.0)	162,703 (100.0)	△ 1,242

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

[主要な農業関係の貸出金残高]

①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
農 業	2,668	2,540	△ 128
穀 作	35	31	△ 4
野 菜 ・ 園 芸	444	448	4
果 樹 ・ 樹 園 農 業	-	1	1
工 芸 作 物	39	37	△ 2
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	2,148	2,011	△ 137
養 鶏 ・ 養 卵	-	10	10
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	-	-	-
農 業 関 連 団 体 等	17,045	19,187	2,141
合 計	19,714	21,727	2,013

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農等が含まれています。

②資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	17,225	19,158	1,933
農 業 制 度 資 金	2,488	2,568	79
農 業 近 代 化 資 金	2,155	2,232	76
そ の 他 制 度 資 金	333	336	3
合 計	19,714	21,727	2,013

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金 (農林水産事業)	7,522	8,380	858

[リスク管理債権の状況]

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	増 減
破綻先債権額	137	—	△ 137
延滞債権額	2,661	2,717	56
3か月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計 (A)	2,798	2,717	△ 80
担保・保証による保全額 (B)	998	289	△ 708
個別貸倒引当金引当額 (C)	1,641	2,420	779
担保・保証等控除後債権額(A-B-C)	159	7	△ 151

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金で、注1に掲げるものおよび債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外をいいます。
3. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く）をいいます。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（注1、注2および注3に掲げるものを除く。）をいいます。
5. 全貸出額に占めるリスク管理債権の割合は1.67%です。

[金融再生法開示債権区分に基づく保全状況]

令和元年度

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	506	61	0	444	506
危 険 債 権	2,333	862	99	1,208	2,171
要 管 理 債 権	—	—	—	—	—
小 計	2,840	924	100	1,653	2,678
正 常 債 権	162,419				
合 計	165,259				

令和2年度

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	347	55	0	292	347
危 険 債 権	2,403	159	94	2,139	2,394
要 管 理 債 権	—	—	—	—	—
小 計	2,751	215	94	2,431	2,742
正 常 債 権	161,316				
合 計	164,068				

- (注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。
- 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
 - 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状況および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。
 - 要管理債権とは、3か月以上延滞債権で、注1および注2に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。
 - 正常債権とは、債務者の財政状況および経営成績に特に問題がないものとして、注1、注2および注3に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

[元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況]

該当する取引はありません。

[貸倒引当金の期末残高および期中の増減額]

(単位：百万円)

区 分	令和元年度				令和2年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	465	461	-	465	461	461	517	-	461	517
個別貸倒引当金	2,342	2,494	-	2,342	2,494	2,494	2,431	140	2,354	2,431
合 計	2,807	2,955	-	2,807	2,955	2,955	2,949	140	2,815	2,949

[貸出金償却の額]

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	-	140

(注) 貸出金償却額は、個別貸倒引当金相殺前の金額を表示しております。

● 財務内容のご報告

有価証券等の状況

[種類別有価証券残高 (期末残高)]

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
国 債	67,784 (44.1)	90,842 (46.6)	23,058
地 方 債	5,657 (3.7)	4,107 (2.1)	△ 1,550
短 期 社 債	- (-)	- (-)	-
社 債	37,403 (24.3)	44,758 (23.0)	7,354
株 式	1,338 (0.9)	1,778 (0.9)	439
外 国 証 券	23,713 (15.4)	30,756 (15.8)	7,042
そ の 他 の 証 券	17,925 (11.6)	22,607 (11.6)	4,682
合 計	153,823 (100.0)	194,850 (100.0)	41,027

(注) 1. () 内は構成比です。
2. その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

[種類別有価証券残高 (平均残高)]

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
国 債	64,181 (46.4)	81,778 (46.5)	17,596
地 方 債	5,013 (3.6)	4,885 (2.8)	△ 128
短 期 社 債	- (-)	- (-)	-
社 債	33,503 (24.2)	40,411 (22.9)	6,908
株 式	926 (0.7)	869 (0.5)	△ 56
外 国 証 券	21,040 (15.2)	30,145 (17.1)	9,104
そ の 他 の 証 券	13,625 (9.9)	17,926 (10.2)	4,300
合 計	138,290 (100.0)	176,016 (100.0)	37,725

(注) 1. () 内は構成比です。
2. その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

[商品有価証券種類別平均残高]

該当する取引はありません。

[有価証券残存期間別残高]

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和元年度								
国債	7,067	32,738	1,030	-	-	26,947	-	67,784
地方債	809	507	524	218	-	3,598	-	5,657
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	1,710	4,042	7,079	3,898	14,220	5,562	889	37,403
株式	-	-	-	-	-	-	1,338	1,338
外国証券	997	3,605	5,570	2,582	7,847	3,110	-	23,713
その他の証券	-	2,786	1,733	2,919	6,569	1,640	2,274	17,925
合 計	10,584	43,681	15,937	9,619	28,637	40,860	4,503	153,823
令和2年度								
国債	19,108	14,265	-	-	15,369	42,099	-	90,842
地方債	500	517	215	-	-	2,874	-	4,107
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	2,610	1,717	7,361	6,454	14,069	11,848	696	44,758
株式	-	-	-	-	-	-	1,778	1,778
外国証券	1,504	5,407	8,594	4,771	7,266	3,210	-	30,756
その他の証券	-	2,861	2,468	1,376	12,566	1,163	2,171	22,607
合 計	23,724	24,768	18,640	12,602	49,271	61,196	4,645	194,850

(注) その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

[有価証券の時価情報等]

1. 有価証券の時価情報

(1) 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

(2) 満期保有目的の債券

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	買入金銭債権	-	-	-	399	400	0
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	買入金銭債権	-	-	-	197	197	△0
合 計		-	-	-	597	597	0

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,108	686	422	1,730	964	765
	債券	77,578	74,262	3,315	79,910	77,278	2,631
	国債	61,139	58,066	3,072	51,448	49,104	2,343
	地方債	2,978	2,901	76	1,332	1,299	32
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	13,460	13,293	166	27,129	26,874	255
	その他	17,999	16,617	1,382	31,426	30,066	1,359
	外国証券	5,569	5,503	66	18,637	18,393	244
	その他の証券	12,430	11,114	1,315	12,788	11,673	1,115
	小 計	96,686	91,566	5,119	113,066	108,309	4,757
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	230	258	△ 27	48	48	△ 0
	債券	33,267	33,738	△ 471	59,798	60,463	△ 665
	国債	6,645	6,749	△ 104	39,394	39,850	△ 456
	地方債	2,678	2,691	△ 12	2,775	2,845	△ 69
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	23,943	24,297	△ 354	17,628	17,767	△ 138
	その他	23,639	24,573	△ 934	21,937	22,442	△ 504
	外国証券	18,143	18,699	△ 555	12,118	12,273	△ 154
	その他の証券	5,495	5,874	△ 379	9,819	10,169	△ 350
	小 計	57,136	58,570	△ 1,433	81,784	82,955	△ 1,170
合 計	153,823	150,137	3,686	194,850	191,264	3,586	

2. 金銭の信託の時価情報

(1) 運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

(3) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
令和元年度					
その他の金銭の信託	4,853	5,500	△ 646	-	△ 646
令和2年度					
その他の金銭の信託	4,737	5,000	△ 262	-	△ 262

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

3. デリバティブ取引等 (デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

● 財務内容のご報告

為替・受託貸付金業務の状況

[内国為替取扱残高]

(単位：件、百万円)

		令和元年度		令和2年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込	件 数	111,102	52,169	102,894	48,792
	金 額	458,258	461,053	412,448	368,818
代金取立	件 数	34	-	25	-
	金 額	512	-	414	-
雑 為 替	件 数	6,365	7,650	6,178	7,351
	金 額	1,162	2,672	1,096	2,191

[受託貸付金残高]

(単位：百万円)

受託先	令和元年度	令和2年度
株式会社 日本政策金融公庫 (農 林 水 産 事 業)	7,522	8,380
株式会社 日本政策金融公庫 (国 民 生 活 事 業)	158	140
独立行政法人 住宅金融支援機構	3,772	3,339
独立行政法人 福祉医療機構	14	11
合 計	11,467	11,872

● 財務内容のご報告

自己資本比率の状況（単体）

[自己資本の状況]

● 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は、13.54%となりました。

● 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発 行 主 体	岩手県信用農業協同組合連合会
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資金
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 に 算 入 し た 額	234億円（前年度234億円）

当会では、経営の健全性確保を目的に「自己資本管理規程」を制定し、法令に対応する自己資本（規制資本）および統合的リスク管理に対応する自己資本（リスク資本）を管理することにより自己資本の充実度の評価を行っています。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

[自己資本の構成]

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	40,301	40,478
うち、出資金および資本準備金の額	23,463	23,463
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	17,189	17,367
うち、外部流出予定額(△)	351	351
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,322	2,377
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	2,322	2,377
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	42,623	42,856
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9	2
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9	2
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9	2
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	42,613	42,854

項 目	令和元年度	令和2年度
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	303,066	312,892
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 760	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 760	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,827	3,533
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	306,894	316,425
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	13.88%	13.54%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

[自己資本の充実度に関する事項]

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

区 分	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	432	-	-	501	-	-
我が国の中央政府および 中央銀行向け	64,924	-	-	89,059	-	-
外国の中央政府および 中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	99,247	-	-	96,378	-	-
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	205	41	1	204	40	1
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	500	50	2	500	50	2
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	597	59	2
地方三公社向け	396	0	-	396	0	-
金融機関および第一種金融商品 取引業者向け	584,176	114,277	4,571	548,500	106,325	4,253
法人等向け	75,567	54,226	2,169	86,407	59,769	2,390
中小企業等向けおよび個人向け	409	273	10	368	241	9
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	3,690	3,450	138	3,143	3,050	122
三月以上延滞等	318	58	2	145	41	1
取立未済手形	15	3	0	7	1	0
信用保証協会等による保証付	3,439	323	12	3,563	336	13
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
出資等	2,062	2,062	82	1,936	1,936	77
（うち出資等のエクスポージャー）	2,062	2,062	82	1,936	1,936	77
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	49,866	120,490	4,819	54,481	130,864	5,234
（うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資 等およびその他外部TLAC関連 調達手段に該当するもの以外の ものに係るエクスポージャー）	7,362	18,407	736	9,931	24,829	993
（うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー）	39,998	99,995	3,999	39,998	99,995	3,999
（うち特定項目のうち調整項目に 算入されない部分に係るエク スポージャー）	279	699	27	265	663	26
（うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有してい る他の金融機関等に係るその 他外部TLAC関連調達手段に関 するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有してい ない他の金融機関等に係るその 他外部TLAC関連調達手段のう ち、その他外部TLAC関連調達手 段に係る5%基準額を上回る部 分に係るエクスポージャー）	6	9	0	2,197	3,296	131
（うち上記以外のエクスポージャー）	2,219	1,378	55	2,088	2,079	83
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-

区 分	令和元年度			令和2年度		
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	22,218	8,568	342	26,993	10,173	406
（うちルックスルー方式）	22,218	8,568	342	26,993	10,173	406
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	/	△ 760	△ 30	/	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	907,472	303,066	12,122	913,185	312,892	12,515
CVAリスク相当額÷8%	/	-	-	/	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	907,472	303,066	12,122	913,185	312,892	12,515
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	3,827	153	3,533	141		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	306,894	12,275	316,425	12,657		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであります。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- $$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

[信用リスクに関する事項]

●リスク管理の方針および手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスクマネジメント規程およびリスクマネジメント方針等の規程類を整備しています。

与信取引においては、内部格付により与信先別に与信限度額を設定のうえ、格付別・業種別等の与信状況についてモニタリング・管理を行っています。

市場関連取引においては、格付機関の格付による取得制限、格付状況のモニタリング・管理を行っています。

また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を原則四半期ごとに開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

なお、引当は自己査定結果に基づく債務者区分に応じて行い、貸倒引当金は毎期全額洗替方式により計上しています。

●標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- ②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和元年度					令和2年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	861,002	171,205	108,174	-	318	855,448	176,461	137,921	-	145	
国外	24,251	-	24,251	-	-	30,744	-	30,744	-	-	
地域別残高計	885,254	171,205	132,426	-	318	886,192	176,461	168,665	-	145	
法人	農業	3,110	3,110	-	-	167	3,590	3,590	-	-	22
	林業	274	274	-	-	-	263	263	-	-	-
	水産業	300	300	-	-	-	300	300	-	-	-
	製造業	14,286	5,898	7,817	-	-	14,619	5,864	7,907	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	12,356	6,802	5,104	-	65	11,320	5,258	5,907	-	60
	電気・ガス・熱供給・水道業	6,366	259	6,107	-	-	7,661	349	7,312	-	-
	運輸・通信業	4,542	399	3,984	-	-	5,094	352	4,575	-	-
	金融・保険業	625,909	15,674	32,776	-	-	600,551	22,819	41,163	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	46,021	39,517	6,111	-	-	47,011	38,096	8,590	-	-
	日本国政府・地方公共団体	164,172	93,648	70,524	-	-	185,438	92,229	93,208	-	-
上記以外	840	-	-	-	-	840	-	-	-	-	
個人	1,720	1,720	-	-	85	1,837	1,837	-	-	62	
その他	5,352	3,600	-	-	-	7,662	5,500	-	-	-	
業種別残高計	885,254	171,205	132,426	-	318	886,192	176,461	168,665	-	145	
1年以下	588,659	33,175	10,522	-	-	556,346	28,559	23,659	-	-	
1年超3年以下	95,189	54,951	40,238	-	-	90,828	69,176	21,652	-	-	
3年超5年以下	62,928	48,674	14,253	-	-	61,486	45,426	16,059	-	-	
5年超7年以下	15,714	8,963	6,750	-	-	12,885	1,665	11,219	-	-	
7年超10年以下	25,614	3,194	22,419	-	-	41,876	5,436	36,440	-	-	
10年超	50,760	13,422	37,338	-	-	72,153	13,218	58,934	-	-	
期限の定めのないもの	46,387	8,824	903	-	-	50,614	12,977	700	-	-	
残存期間別残高計	885,254	171,205	132,426	-	-	886,192	176,461	168,665	-	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことであります。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	令和元年度					令和2年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	465	461	-	465	461	461	517	-	461	517
個別貸倒引当金	2,342	2,494	-	2,342	2,494	2,494	2,431	140	2,354	2,431

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和元年度						令和2年度						
	貸倒引当金					貸出金償却	貸倒引当金					貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		
		目的使用	その他					目的使用	その他				
国内	2,342	2,494	-	2,342	2,494	-	2,494	2,431	140	2,354	2,431	-	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	2,342	2,494	-	2,342	2,494	-	2,494	2,431	140	2,354	2,431	-	
法人	農業	388	385	-	388	385	-	385	252	139	245	252	139
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	469	663	-	469	663	-	663	423	-	663	423	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	81	71	-	81	71	-	71	1,062	-	71	1,062	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	23	22	-	23	22	-	22	21	-	22	21	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	482	454	-	482	454	-	454	617	-	454	617	-
上記以外	840	840	-	840	840	-	840	-	-	840	-	-	
個人	55	56	-	55	56	-	56	54	0	56	54	0	
業種別計	2,342	2,494	-	2,342	2,494	-	2,494	2,431	140	2,354	2,431	140	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	令和元年度			令和2年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	178,389	-	203,682	203,682	
	2%	-	-	-	-	-	
	4%	-	-	-	-	-	
	10%	-	3,757	3,757	-	4,486	4,486
	20%	5,305	572,127	577,432	6,956	532,858	539,815
	35%	-	-	-	-	-	-
	50%	30,294	244	30,539	35,540	102	35,642
	75%	-	374	374	-	329	329
	100%	10,145	37,470	47,615	10,502	39,336	49,838
	150%	-	11	11	-	2,201	2,201
	250%	-	47,133	47,133	-	50,195	50,195
	その他	-	-	-	-	-	-
	1250%	-	-	-	-	-	-
	合計	45,745	839,508	885,254	52,999	833,192	886,192

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

【信用リスク削減手法に関する事項】

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和元年度			令和2年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	396	-	-	396	-
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	1,100	-	-	5,400	-	-
法人等向け	-	527	-	-	1,023	-
中小企業等向けおよび個人向け	-	16	-	-	18	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	1,100	940	-	5,400	1,438	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定利払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

【派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項】

● 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、価格変動リスクを回避するとともに、運用利回りの向上を図る目的で実施しており、余裕金運用規程および余裕金運用方針等に基づき管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引であり、該当する取引は行っていません。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和元年度	令和2年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和元年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	-	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信 相当額削減効果(▲)		-				-
合 計	-	-	-	-	-	-

令和2年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	-	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信 相当額削減効果(▲)		-				-
合 計	-	-	-	-	-	-

- (注) 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
- 2.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	プロテクション の購入	プロテクション の提供	プロテクション の購入	プロテクション の提供
想定元本額	-	-	-	-

- (注) 1.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 2.「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
- 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
想定元本額	-	-

[証券化エクスポージャーに関する事項]

該当する取引はありません。

[オペレーショナル・リスクに関する事項]

●リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、正確な事務を怠るあるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクやコンピュータシステムの停止又は誤作動、システムの不備等により損失を被るリスクのことです。

当会では、リスクマネジメント規程およびリスクマネジメント方針に基づきオペレーショナル・リスクを管理しています。

事務ミス・不正等の防止の観点から、各種事務手続等の整備を行い、自己検査および内部監査等を通じ、適正な業務運営と不正・事故等の未然防止に努めています。

また、システムリスクに対しては、セキュリティポリシー等を制定し、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運用に努めています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

[出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項]

●出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、リスクマネジメント方針および余裕金運用方針等に基づき、評価損益・格付状況等のモニタリング・管理を行っているほか、資産自己査定の実施による管理を行っています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	1,338	1,338	1,778	1,778
非上場	32,772	32,772	32,913	32,913
合計	34,111	34,111	34,691	34,691

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和元年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
46	53	-	72	18	-

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
422	27	765	0

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

[リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項]

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	22,218	26,993
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

[金利リスクに関する事項]

● リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

▶ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、モニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

▶ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、ALM・リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

▶ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

● 金利リスクの算定方法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

▶ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.14年となっております。

▶ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

▶ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

▶ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

▶ 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ▶ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ▶ 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ▶ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券残高の増加によるものです。
- ▶ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

● 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		Δ EVE				Δ NII			
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	15,937	12,489			1,457		1,239	
2	下方パラレルシフト	△ 4,873	△ 2,148			0		0	
3	スティープ化	12,262	9,199						
4	フラット化	△ 2,258	160						
5	短期金利上昇	2,779	2,420						
6	短期金利低下	902	1,134						
7	最大値	15,937	12,489			1,457		1,239	
		ホ				ヘ			
		当期末				前期末			
8	自己資本の額		42,854					42,613	

(用語説明)

- ・ 「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。